

令和 7 年度原子力発電施設等安全技術対策委託費
(放射性物質の国際輸送に係る動向調査) 事業
に係る入札可能性調査実施要領

令和 6 年 1 2 月 1 6 日
原子力規制庁長官官房技術基盤グループ
システム安全研究部門

原子力規制庁では、令和 7 年度原子力発電施設等安全技術対策委託費(放射性物質の国際輸送に係る動向調査)事業の受託者選定に当たって、一般競争入札（価格及び技術力等を考慮する総合評価方式）に付することの可能性について、以下のとおり調査します。

つきましては、下記 1．事業内容に記載する内容・条件において、的確な事業遂行が可能であり、かつ、当該事業の受託者を決定するに当たり一般競争入札（価格及び技術力等を考慮する総合評価方式）を実施した場合、参加する意思を有する方は、2．登録内容について、4．提出先までご登録ください。

1．事業内容

1．1 事業目的

我が国の放射性物質の輸送に係る安全規制制度の整備及び基準策定に際しては、IAEA 等の国際機関における安全基準文書の動向を把握し、これらとの整合性等にも配慮する必要がある。

IAEA において策定（改定を含む。以下同じ。）される放射性物質の輸送に係る安全基準文書（安全要件と安全指針）及び関連文書（以下「安全基準文書等」という。）は、輸送安全基準委員会（以下「TRANSSC」という。）及び安全基準委員会（以下「CSS」という。）において審議が行われる。これらの会議において我が国の意見を国際安全基準文書等に反映させるためには、国際動向を把握した上でその情報を一元的に管理し、これら情報を熟知した専門家が継続的に情報分析するとともに、我が国の状況を踏まえて情報発信していくことが重要である。そのため、本委託業務において放射性物質輸送分野の専門家等と関係機関の代表者を委員とした検討会及び分科会（以下「検討会等」という。）を設置し、各安全基準文書案の内容と論点の確認、国内規制との関連について議論し、修正案等作成のための検討を行う。

また、国内の規制を行う際に、これらの採択された安全基準文書の内容を適切に国内規制に反映する必要がある。このため原子力規制庁においては、IAEA において採択され正式に出版された最新の安全基準文書の邦訳版の作成及び安全基準文書の規制への

取入れの検討・提言に資するための解説版の作成を行っており、本委託事業において安全基準文書の邦訳版及び解説版の素案作成を行う。

本件では、原子力規制庁の実施する IAEA 安全基準文書及び安全規制に係る上記検討作業に対し、専門知識を要する支援業務を委託し、検討を円滑に実施することを目的とする。

1. 2 実施内容

(1) 放射性物質の輸送に係る安全基準文書等策定のための情報整理

IAEA から提示される放射性物質の輸送に係る安全基準文書案等の内容について適宜 IAEA ウェブサイト上において確認し、それら安全基準文書案等に関する検討経緯の整理を行うとともに、加盟国から提示されたコメント等を整理した上で検討会等において対処方針の検討を実施する。また、放射性物質の輸送に関連しない安全基準文書においても、IAEA より輸送の観点からの TRANSSEC 宛てにコメント依頼があったものについて適宜ウェブサイト上において確認しコメント対応を行う。そのため、以下の事項を行う。

- ・放射性物質輸送分野の専門家等と関係機関の代表者合わせて各 10 名程度（前年度事業を踏まえること。）を委員とした検討会等の設置及び各 5 回程度の開催
- ・関連情報、過去の検討経緯、他の安全基準文書との整合性の整理及び変更箇所の確認（関連情報、過去の検討経緯及び他の安全基準文書との整合性を整理したフォーマットを作成前に提示すること。）
- ・審議文書への加盟国及び国際機関のコメントの整理

(2) 放射性物質の輸送に係る安全基準文書（安全要件及び安全指針）に関連する会議への対応

放射性物質の輸送に関連する会議^{※1}について、事前に得られる情報がある場合には、その情報を調査し、原子力規制庁の了承を得た有識者を派遣する。また、有識者の派遣後は、得られた情報を整理し、原子力規制庁に報告する。なお、有識者の派遣には、オンラインで開催される国際会合も含むものとする。

第 50 回及び第 51 回 TRANSSEC 会合については、会合の審議状況に応じ、会合に出席する原子力規制庁職員と打ち合わせを行う等、必要な支援を行う。

会議に先立ち以下の事項を行う。

- ・議題及び審議文書の確認
- ・会議開催情報の確認
- ・会議への対処方針の素案を作成

((1) において設置した検討会等にて審議を行い、そこで承認されたものを提出すること。)

※1：有識者等の派遣を想定している国際会合

① 第50回 TRANSSC 会合

時期：6月頃、場所：ウィーン、期間：1週間程度

(有識者派遣：4名程度)

② 第51回 TRANSSC 会合

時期：11月頃、場所：ウィーン、期間：1週間程度

(有識者派遣：4名程度)

③ 安全基盤文書 WG

時期：未定、場所：ウィーン、期間：1週間程度

④ その他関連する国際会合等

時期：未定、場所：ウィーン、パリ等又はオンライン、期間：1週間程度

(有識者派遣：10名程度)

(3) 放射性核種の基礎的な数値の検討

IAEA 放射性物質安全輸送規則 (SSR-6) の表 2 に記載されている放射性核種の基礎的な数値への対応として、計算手法の妥当性の評価及び基礎的な数値評価システム (以下「BRACSS コード」という。) や汎用計算コード等を用い、IAEA や各国から提案される放射性核種の基礎的な数値に係る追加策定、変更に対し、妥当性評価を行う他、数値評価方法の見直しに関連する情報収集、必要な対応を実施すること。本事業における放射性核種の基礎的な数値とは、 A_1 、 A_2 値の他、国際基本安全基準 (GSR Part3) 記載の規制免除値及び規制免除濃度を含む。具体的な実施内容は下記に示す。

・国際会議への対応

TRANSSC 及びその下部に設置されている国際ワーキンググループ (以下「国際 WG」という。) (3 日/回) の対応に資するため、2 回/年程度開催が見込まれている同会合 (開催場所はウィーン、ヨーロッパ各都市等又は Web 会議) において計算内容に関する支援及び資料準備を実施すること。また、TRANSSC 下の放射線防護専門家グループ (TTEG-RP) 並びに配下に設けられる NORM ワーキンググループに参加し、必要な情報を整理し、取りまとめること。

・国際 WG の動向に応じた計算

国際 WG の動向により、放射性核種の基礎的な数値に対して、新規核種の追加計算条件が追加又は変更となる場合が想定される。その際、線量換算係数算出のための計算及び放射性核種の基礎的な数値の算出を実施するとともに、他国の計算結果との比較、シナリオの整理等の対応を実施すること。最大工数は 300 ケース程度を想定している。本作業内容の詳細は原子力規制庁と協議の上、決定する。

なお、BRACSS コードについては規制庁より貸与する。

(4) 放射性物質の輸送に関係する分野の安全基準文書等の出版物の邦訳支援及び解説の作成支援

IAEA から出版された放射性物質の輸送に関係する安全基準文書等について、邦訳版及び文書の策定経緯や位置付け、根拠等をまとめた解説版の素案作成を行う。邦訳版素案については、目次及びフォーマット案を作成前に提示し、規制庁担当者の了承を得てから作成を開始することとする。

翻訳の対象については500ページを目安に原子力規制庁と協議の上決定するものとする。

素案は、成果物の信頼性向上のため(1)において設置した検討会等にて審議を行い、そこで承認されたものを提出することとする。邦訳版に関しては、提出時に下記の文書一式を提出することとする。(前年度事業を踏まえた形式とすること)

- ① レビュー体制表及びレビューに参加した委員名簿
- ② 邦訳版作成の手順、要領書
- ③ 作成に使用した用語集
- ④ 邦訳チェック及びレビューの実績説明書

1. 3 事業実施期間

委託契約締結日から令和8年3月31日まで

※事業開始日(契約締結日)は本事業に係る令和7年度予算(暫定予算を含む。)が成立した日以降とする。

1. 4 納入物

・事業報告書 電子媒体(DVD-R等) 4式

※電子媒体は、ウイルスチェックした証明書を添付すること。

1. 5 納入場所

東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル15階

原子力規制庁長官官房技術基盤グループシステム安全研究部門

1. 6 情報セキュリティの確保

受託者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

(1) 受託者は、受託業務の開始時に、受託業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について原子力規制庁担当官に書面で提出すること。

(2) 受託者は、原子力規制庁担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、受託業務において受託者が作成する情報については、原子力規制庁担当官か

らの指示に応じて適切に取り扱うこと。

(3) 受託者は、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受託者において受託業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて原子力規制庁担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

(4) 受託者は、原子力規制庁担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、受託業務において受託者が作成した情報についても、原子力規制庁担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

(5) 受託者は、受託業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシー

<https://www.nsr.go.jp/data/000129977.pdf>

1. 7 その他

(1) 再委託費について

この委託費に対する再委託費の比率が原則として50%以内であること。

$$\text{再委託比率 (\%)} = \frac{\text{再委託費合計 (円)}}{\text{入札価格 (円)}} \times 100$$

*再委託費：入札する者が自ら直接実施しない事業として他者に委託・請負する経費。
ただし、軽微な再委託（①金額が50万円未満の再委託及び外注、②印刷製本費、会場借料並びに翻訳費、③その他これに類するもの）は再委託費合計の算出には含めないこととする。

*入札価格：初回の入札の際予定している入札価格とする。

*価格はいずれも税抜き価格とする。

(2) 過年度の事業成果の利用について

本事業では、原子力規制庁及び旧原子力安全・保安院の委託事業並びに旧独立行政法人原子力安全基盤機構の交付金事業における過年度の実施事業で得られた成果は、原子力規制庁と協議の上、原則的にこれを利用できるものとする。

(3) 秘密の保持

受注者は、本業務の実施により知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。受注者は、本業務に係る情報について、他の情報と明確に区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本業務以外に使用しないこと。

ただし、原子力規制庁の許可を得た場合又は原子力規制庁の事情により公知になっ

た場合は、この限りではない。

2. 登録内容

①事業者名

②連絡先(住所、TEL、FAX、E-mail 及び担当者名)

3. 留意事項

- ・登録後、必要に応じ事業実施計画等の概要を聴取する場合があります。
- ・本件への登録に当たっての費用は事業者負担になります。
- ・本調査の依頼は、入札等を実施する可能性を確認するための手段であり、契約に関する意図や意味を持つものではありません。
- ・提供された情報は庁内で閲覧しますが、事業者に断りなく庁外に配布することはありません。
- ・提供された情報及び資料は返却いたしません。

4. 提出先

郵送又は E-mail にてご提出願います。

【提出先】〒106－8450 東京都港区六本木一丁目9番9号

原子力規制庁長官官房技術基盤グループ

システム安全研究部門 増田遊介

【TEL】03－5114－2223

【FAX】03－5114－2233

【E-mail】masuda_yusuke_64u@nra.go.jp

以上

(登録例)

令和 年 月 日

原子力規制委員会
原子力規制庁長官官房技術基盤グループ
システム安全研究部門

令和7年度原子力発電施設等安全技術対策委託費
(放射性物質の国際輸送に係る動向調査)事業について

令和 年 月 日付、標記実施要領に従い、以下の事項を登録いたします。

登録内容

① 事業者名 ○○

② 連絡先

住所 ○○

電話 ○○

FAX ○○

Mail ○○

担当者名 ○○